

○総務省告示第五百十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣 川端 達夫

第二項第二号中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同号の表感度の項陸上移動局の欄中「ただし」の下に「、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一一三・三デシベル」を加え、「あつては、」を「あつては」に改める。

第三項第二号中「八九五MHz以下」を「八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下」に改め、同号の表感度の項中「一の搬送波を受信する陸上移動局であつて」の下に「、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一一三・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）」を、「隣接する二の搬送波を受信する陸上移動局であつて」の下に「、九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては（一）一〇九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）」を加える。

第七項第一号を次のように改める。

1 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	<p>希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（（一）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては、（一）九二・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループ</p>	<p>希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八九〇MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。））、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて九〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・三デシベル（一ミリ</p>

ットがその最大値の九五%以上

ワットを〇デシベルとする。)、
チャネル間隔が五MHzの陸上移動局
であつて一、四二七・九MHzを超え
一、五一〇・九MHz以下の周波数の
電波を使用するものにあつては(一
九七・三デシベル(一ミリワ
ットを〇デシベルとする。)、チャ
ネル間隔が五MHzの陸上移動局で
あつて一、七四九・九MHzを超え一
、八七九・九MHz以下の周波数の電
波を使用するものにあつては(一
九八・三デシベル(一ミリワッ
トを〇デシベルとする。)、チャ
ネル間隔が一〇MHzの陸上移動局で
あつて八一五MHzを超え八九〇MHz以
下又は一、九二〇MHzを超え二、一

七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九六・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九三・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九四・三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移

動局であつて一、七四九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九五・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）
、チャンネル間隔が一五 MHz の陸上移動局であつて八一五 MHz を超え八九〇 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九四・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）
、チャンネル間隔が一五 MHz の陸上移動局であつて九〇〇 MHz を超え九六〇 MHz 以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九一・五デシベル

(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九二・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九三・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下

の周波数の電波を使用するものにあつては(一)九一・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、七四九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(二)九二・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局であつて一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては(三)九三・三デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。))とする。以下陸上移動局の欄において

	<p>実効選択度</p>
	<p>ブロッキング特性</p>
<p>1</p> <p>最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から</p>	<p>上</p> <p>て同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五％以上</p> <p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より九デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において（一）五六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）及び（±）一五MHz以上離れ</p>

希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一・二MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)三五デシベル(一ミリワットを〇

において、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz離れた周波数において(二)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)及び(±)二〇MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)

であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz離れた周波数において(二)五六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす

デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一

二・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数か

る。)及び(±)二二・五MHz以上離れた周波数において(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)(複号同順とする。)であつて帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、それぞれスループットがその最大値の九五%以上

隣接チャンネル選択度	
<p>1 最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波</p>	<p>ら（±）一五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一七・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変</p>	

の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその最

調された妨害波を加えた場合、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、基準感度より四五・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、基準感度より

大値の九五%以上

2 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超え二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±

三九・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

）一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（一）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下のもの

基準感度より二二デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望

波の周波数から(±)五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)七・五MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を(一)二八デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)で加えた場合において、スループットがその

相互変調特性	最大値の九五%以上
<p>1 最大送信電力が二四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）を超えるもの</p> <p>基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二二・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつて</p>	<p>チャンネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より九デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）一二・五MHz及び（±）二五MHz（複号同</p>

<p>は希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	<p>順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)三〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)三五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>
<p>2 最大送信電力が二〇デシベル</p>	<p>トがその最大値の九五%以上</p>

(一ミリワットを〇デシベルとする。)を超え二四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下のもの

基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz及び(±)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつ

ては希望波の周波数から(±)
一五MHz及び(±)二五・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、それぞれ(一)四四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上

3 最大送信電力が二〇デシベル

(一ミリワットを〇デシベルとする。) 以下のもの

基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャンネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一〇MHz及び(±)二〇MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一二・五MHz及び(±)二二・七MHz(複号同順とする。)離れた周波数において、チャンネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一五MHz及び(±)二五・五MHz(

		<p>複号同順とする。) 離れた周波数において、チャンネル間隔が二〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から(±)一七・五MHz及び(±)二八・二MHz(複号同順とする。) 離れた周波数において、それぞれ(一)三六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上</p>	
--	--	--	--

第九項中「九一五MHz以下又は一、四六五MHzを超え一、五二五MHz以下」を「九四〇MHz以下」に改め、同項第一号及び第二号中「九一五MHz」を「九四〇MHz」に改め、同項第三号を削る。

第十項中「八三六MHzを超え八三八MHz以下、八五〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、四五三MHzを超え一

、五二五MHz以下」を「八五〇MHzを超え九四〇MHz以下」に改める。

第十五項中「、八五〇MHzを超え九一五MHz以下」を「及び八五〇MHzを超え九四〇MHz以下」に改め、「及び八四六MHzを超え九〇三MHz以下の周波数の電波を使用する地域防災無線通信を行う無線局」を削る。

第十六項中「（一、四六五MHzを超え一、五二五MHz以下の周波数の電波を使用するMCA陸上移動通信を行う無線局を除く。）」を削る。